平成２６年（フ）第４４８５号
東京都江戸川区北小岩７丁目18―１
破産者　北條　瑤子
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４９１号
東京都中野区新井５丁目22―５―３Ｆ
破産者　萩野　　博
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４９２号
東京都中野区新井５丁目22―５―３Ｆ
破産者　萩野　泰代（旧姓小嶋）
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３２号
東京都港区白金３丁目１―22―202
破産者　野海　誘子
１　決定年月日　平成26年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５号
青森県弘前市大字外崎４丁目１番地の３
破産者　有限会社カーニバル
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１８３号
秋田県潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地
破産者　株式会社八郎潟ハイツ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６１号
埼玉県鴻巣市人形３丁目１番52号
破産者　有限会社秋元人形
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
さいたま市桜区栄和３丁目13番地９
破産者　大宮製本株式会社
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８３９号
群馬県高崎市棟高町1868番地
破産者　株式会社サンエイ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８１１号
東京都杉並区西荻北１丁目５番11号
破産者　株式会社モミジ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９９９号
東京都千代田区丸の内１丁目３番１号　東京銀行協会ビルヂング15階
破産者　株式会社ＳＴＡＴＵＳＯＮＥ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１号
東京都豊島区南長崎３丁目40番１号
破産者　株式会社マリエイヌ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２号
東京都豊島区南長崎１―９―８　みのり荘201、開始決定時の住所東京都豊島区南長崎３―40―１
破産者　橋本　澄枝
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３９号
東京都青梅市師岡町３丁目13番地の13レピュートかすみ201号
破産者　小山　義之
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４０号
東京都青梅市師岡町３丁目13番地の13レピュートかすみ201号
破産者　小山　裕子（旧姓道海）
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３２０号
横浜市港北区鳥山町648番地ライオンズマンション小机第２―206
破産者　株式会社牛ちゃん
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
横浜市青葉区千草台46番30号
破産者　有限会社住まいるホーム
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５号
横浜市中区伊勢佐木町３丁目107番地Ｋビル伊勢佐木401号
破産者　株式会社Ｅｂｒｉｄ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６号
長野県松本市石芝３丁目２番５号
破産者　タムテック株式会社
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６７０４号
大阪市東成区中道３丁目15―31、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区玉造１丁目１番25―2802号
破産者　株式会社田計商行
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２０号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目19番28号、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区宮原１丁目16番31―401号
破産者　株式会社スイートコミュニケーションズ
１　決定年月日　平成26年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部